

保育士に今求められていること

実践女子大学 井口眞美

I. 今、何が求められている？

①子どもの権利条約の精神を理解する

- ・すべての子どもに質の高い保育を実施する「主体的な遊びと学びの提供」
⇒子どもがもつ権利を明示してはどうか？

②子どもを主体ととらえる

- ・過去の不適切保育の事例から改善の方法を探る
⇒不適切保育のない「日野市の保育」を示す必要がある

③障がいをもった子、外国籍の子などと一緒に生活する保育

- ・子どもの現状をふまえ、保育の在り方を示す
⇒今後の少子化、少人数学級にも対応した保育を考える

保育者養成校に求められていること「令和5年度 保育士養成研究所第1回研修会より」

子どもを取り巻く環境の変化

家族の多様化

性の多様化

子どもの
人権条約

AI環境の進化

子どもの自然
体験の激減

子どもの生活の
リアリティの激変

(汐見稔幸「転換期の保育士養成を考える」

とくに子どもの人権・人格を尊重する保育について)

保育所保育指針

- 30年以上前に、時代を見据えて策定された
 - 環境を通じた保育・教育
 - 結果よりもプロセス重視
 - 遊びを通じた総合的指導等、方法の面では大きな改革であった
- 21世紀中盤社会を生きる子を育てる保育課程の見直しが必要

【ニュージーランドのティファリキ】2017学びの成果の重視、保育と学校との繋がりの強調、学びに対するカイアコの役割・責任の明確化

【韓国のヌリ課程】全人教育と創造性の育成も大きく改定された

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」 4つ の原則 (1989年国連総会にて採択、日本は1994年に批准)

- **差別の禁止** (差別のないこと) …すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- **子どもの最善の利益** (子どもにとって最もよいこと) …子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- **生命、生存及び発達に対する権利** (命を守られ成長できること) …すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- **子どもの意見の尊重** (意見を表明し参加できること) …子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

日野市子ども条例

2008（平成20）年7月1日 施行日

◎子どもの権利を「生きる権利」「育つ権利」「守り守られる権利」「参加する権利」の4つに分類し、子どもの権利の保障、擁護を目指します。

- (生きる権利) 第12条 子どもは、安心して生きることができるとともに、主に次に掲げる権利があります。
- (育つ権利) 第13条 子どもは、健やかに成長するために、主に次に掲げる権利があります。
- (守り守られる権利) 第14条 子どもは、自分を守り、守られるために、主に次に掲げる権利があります。
- (参加する権利) 第15条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次に掲げる権利があります。

こども基本法（2023年4月） 6つの基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

①子どもの権利条約の精神を理解する

子どもを大事な市民として扱う、子どもと一緒に保育園をつくっていく



コミュニティの全員が構成主体になるという思想、つまり、子どもも民主主義の担い手となる



各園で「私たちの園では、子どもたちは〇〇という権利をもっています」という内容を3~4考えて、園憲章として掲げてはどうか

②子どもを主体と考える

・常に子どもの意見・気持ちを聞き、それを大事にして保育を進める

(例:「おむつ替えたいけど、いいかな?」)

・納得がいくまで聞く、必要なら任せる…「きく保育」

・その際、子どもの意見、行動を温かく見守る、心で応援することがアタッチメント

×子どもの下手に出る、へりくだる

・対話によって、子どもの気持ちを聞く⇔大人側の想い、願いを伝える

③障がいをもった子、外国籍の子などと 一緒に生活する保育にあたって

発達障害風の行動をする子が増えていると言われている

困っているのは、保護者、そして当人

⇒何気なく気軽に一緒に生活できる空間をつくっていくことが課題

子どもが子どもを支え合っている。インクルージョン

⇒とはいえ、子ども:保育士の比率を見直していかないと…

保育者養成において求められるもの

「子どもの権利」

- ・ 学びの順序性を考え、養成カリキュラムの初期に位置づける

体験型学習

- ・ 「気づき」「発見」する力を育てる

いろいろな人と関わりつなげる力「開放性」

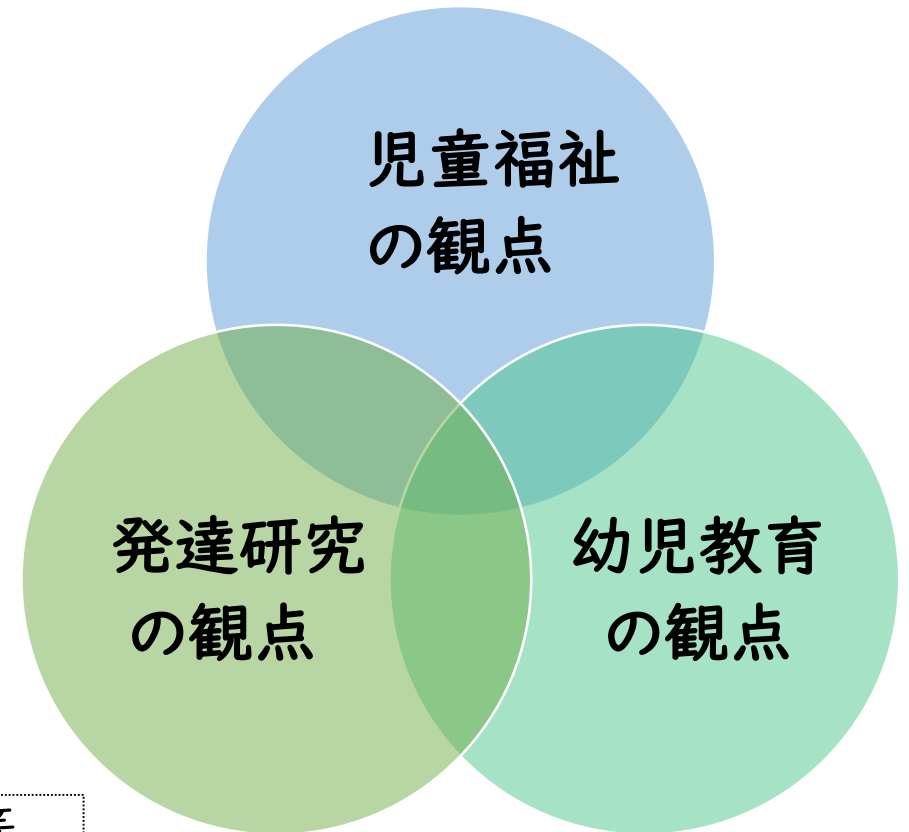
- ・ 親子の生活する「地域」を知り、社会的資源と出会う場や機会を設ける

「子どもを語る力」を育てる

- ・ 保護者との信頼関係を構築しつなげるための基盤として

Ⅱ. 保育の質とは？ 保育の理念を形成する考え方

- 「子どもの権利条約」の精神に則る
- 保育所は、「子どもの最善の利益を考慮し、福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場」
- 子どもを権利の主体として捉え、一人一人の人格と人権を尊重することが根幹となる



保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等
(総論的事項)に関する研究会資料より

“権利の主体” としての子ども観の浸透

- 1947(昭和22)年 児童福祉法制定
 - …すべての子どもの健全育成と福祉の増進を目指す児童福祉の理念を示す
 - 保育所は**児童福祉施設**として制度的に位置づけられる
- 1994(平成6)年 「子どもの権利条約」批准…「保護される存在としての子ども」から「**固有の人格主体、権利の主体としての子ども**」へ
- 1999(平成11)年保育所保育指針第2次改訂に条約の趣旨を反映
 - …「**子どもの最善の利益**」という文言を示す
 - 人権への配慮、文化の尊重、性差別の禁止、秘密保持等に関する事項
- 2008(平成20)年保育所保育指針第3次改定に
 - …保護者に対する支援、職員の資質向上に関する事項が加わる

現行の保育所保育指針(2017)にも引き継がれている

発達過程の考え方と発達研究の動向

- 近年の発達研究の理論的枠組み
 - …発達を単純な直線的変化、段階的変化として捉え、「～できる、～できない」といったある時点での個体能力を問うのではなく、**複数の主体の相互作用**による複雑な過程として捉え、**多様な要因の相互的な影響関係を総合的・全体論的に**検討する
- 個々の育ちがたどる道筋は、**一定の方向性を共有しながらも実に多様**である
- 乳児期の発達の意味や特性、固有性が実証的に明らかになってきている

乳幼児期における アタッチメントと学びのあり方

安心感の輪

- ・ 確実な避難所⇒「情緒的利用可能性」をもつことが保育者の役割
- ・ 「いつもくっついている」のではなく「いざとなったらいつでもくっつける」感覚をもてる⇒安心感の輪

発見学習

- ・ 面白くて有益なものに注意を向け、その結果として学習する⇒「足場かけ」
- ・ 子どもの興味に沿いながら、子どもの興味を広げていく
- ・ 他者との日常的な関わりの中で学ぶことが多い⇒探索から探究へ

保育の質を捉える視点 ①総合性／一体性

養護と教育の一体的展開

- ・ 乳幼児期の子ども健康・安全と、安心や心理的な安定は、保育者によって守られることで、子どもの自発的な探索を支える学びの土台となる

生活と遊びを通じた総合的な保育

- ・ 乳幼児期の育ちや学びは、遊びをはじめ保育所における生活のあらゆる場面に包括されており、生活全体を通じて総合的に展開していく

②個別性／応答性

個別性や応答性の考え方の根底には

発達が著しい時期

個人差も大きい時期



乳幼児の実態を踏まえて

一人一人の最善の利益を考慮

人間としての尊厳を尊重



子どもの体験が豊かなものとなるには

自発的・主体的な体験

「個に応じる保育」の実践



今、特に求められること

乳児(3歳未満の低年齢児)の保育

特別な配慮を要する子どもの保育

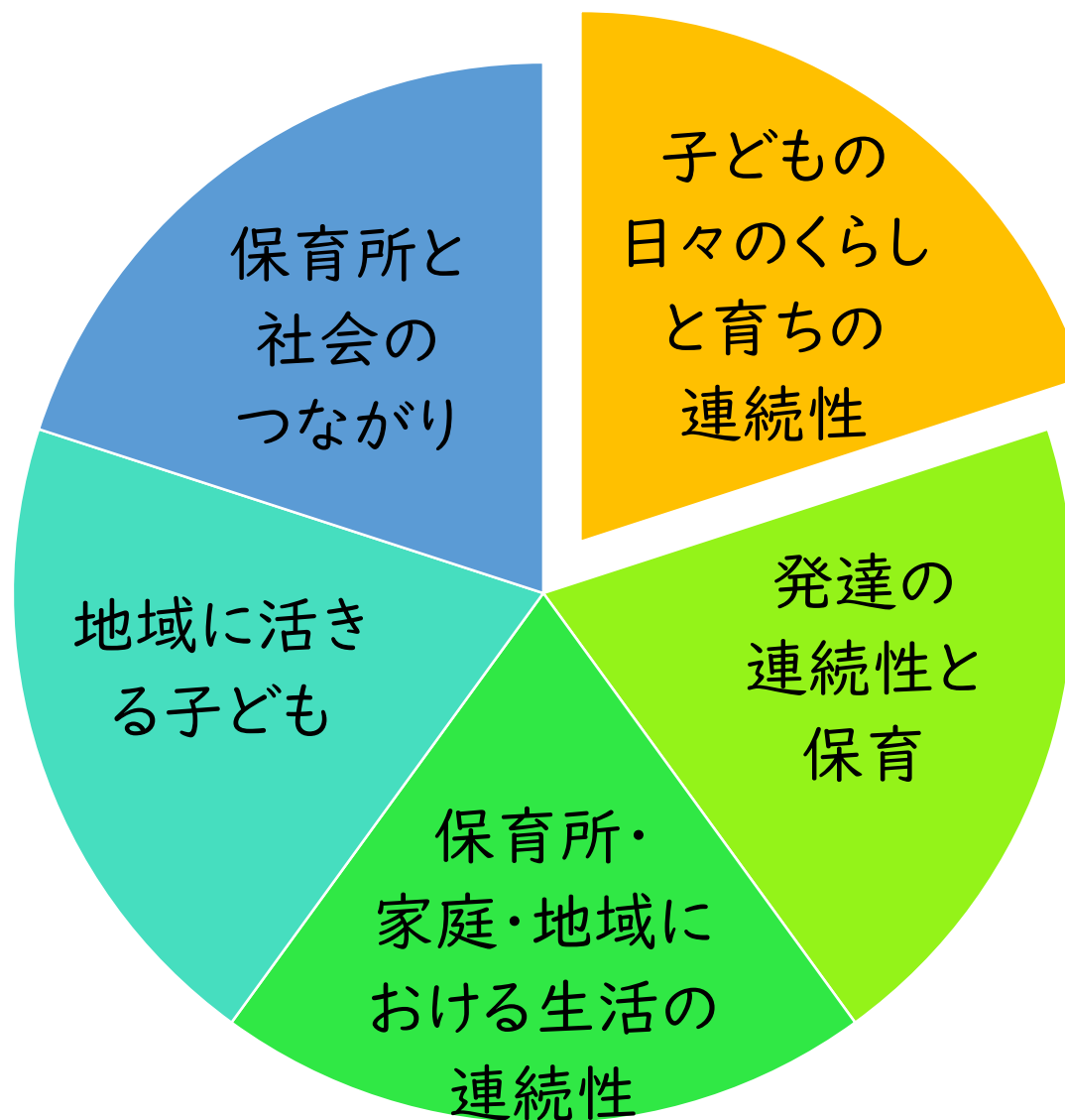


個別応答性の高い保育のために

子ども理解と、それに基づく見通しや意図

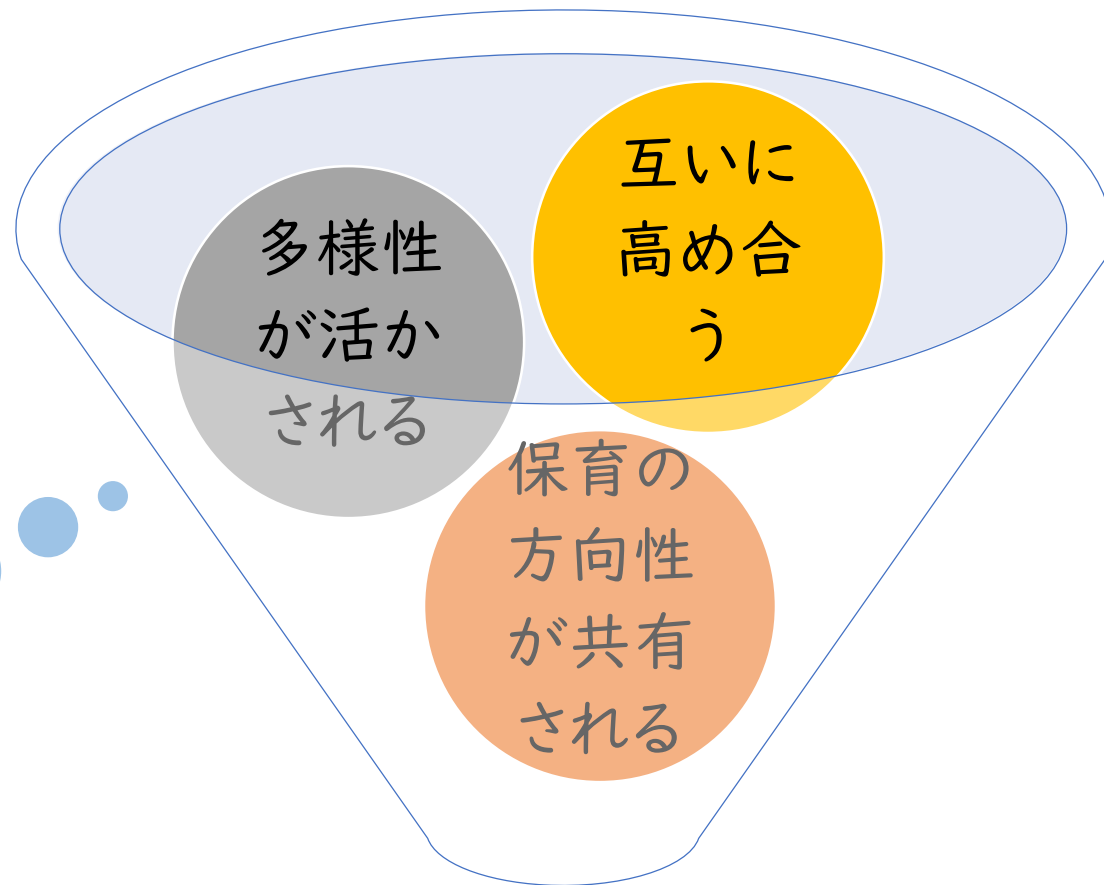
保育者と子どもが共につくっていくもの

③連続性



求められる 職員集団

話し合いによる
専門性の向上



園長の役割は大きい
(自園の方向性をもって運営)

Ⅲ. ガイドライン策定に向けて

①ガイドラインで大切にすべきことを共通理解する

子どもの権利の尊重

不適切保育の未然防止

特別な配慮を要する
子どもの支援



②日野市に共通するよさ、各園の特長とは何か考える

自然との関わり

地域との繋がり



③不適切保育防止のために何が必要か話し合う

保育者一人一人の取り組み

組織としての在り方